

# 特定商取引法改正法における オプトイン規制導入等迷惑メール規制 の改正について

経済産業省商務情報政策局消費経済対策課  
課長補佐 伊藤浩行

平成21年5月

## 旧規制における実効性確保に係る問題点

現行のオプトアウト規制は、単なる表示義務規制であり、また、広告主である通信販売事業者等(以下「広告主事業者」という。)は、迷惑メール広告業務の実行行為自体に直接関与していない等の実態もあって、違反行為を厳正に処分する上で一定の限界が存在(刑事罰の適用もない)。

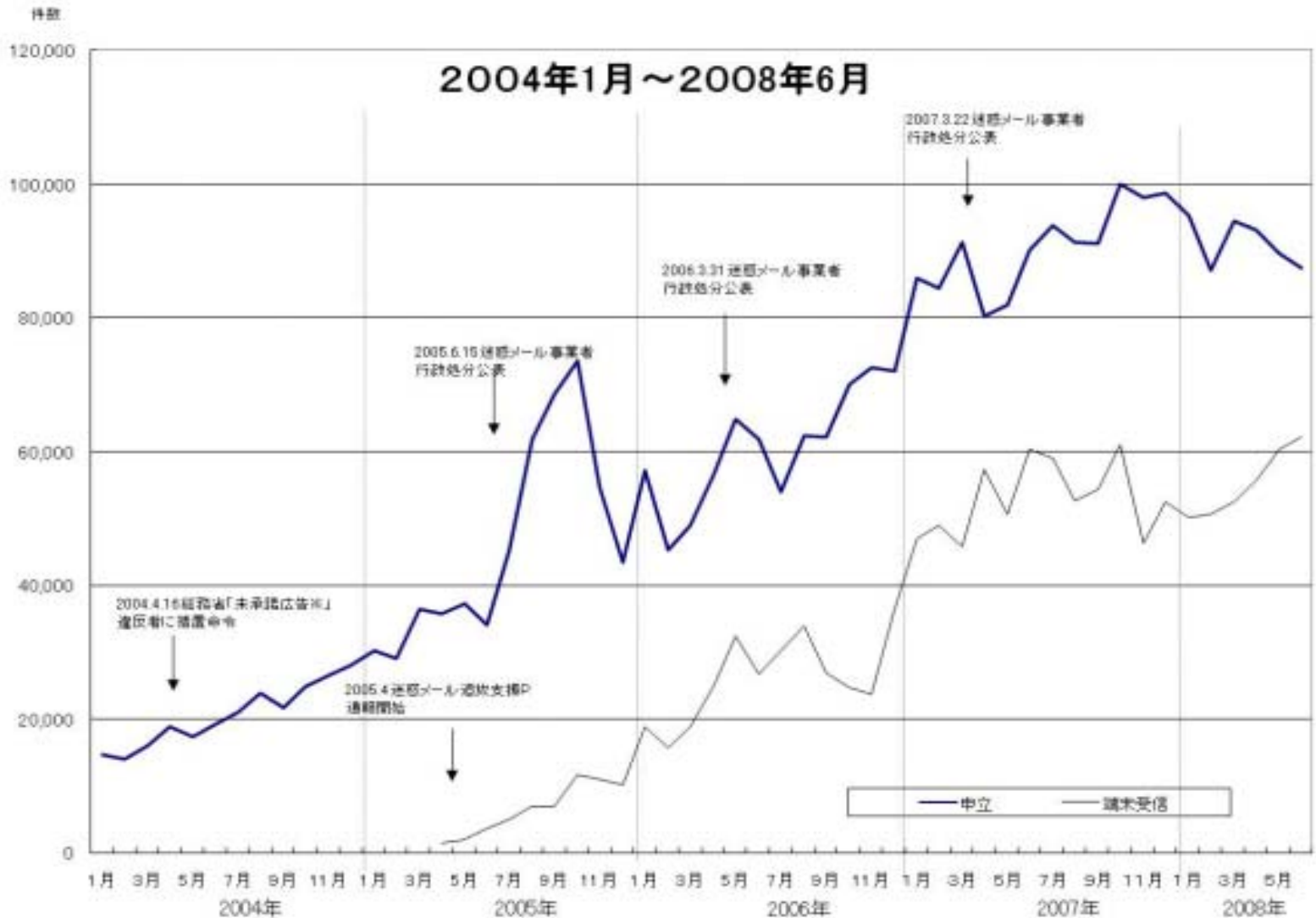
現行の規制では、メール広告受託業者が、懸賞サイト・占いサイト等の運営を通じて、消費者からの請求又は承諾を得ずに収集したメールアドレスを利用して迷惑メール広告を行なう行為自体は、処分対象外。

迷惑メール広告を委託している悪質広告主事業者は、主として国内に所在しているとみられる(注)が、現行の調査権限では所在地を把握することが困難な場合が多い。

(注) 出会い系サイトの場合、チャット・サービス提供に必要なパートの調達や決済口座の設置等の関係で、海外に拠点を移すことは難しいとみられる。

経済産業省の迷惑メール追放支援プロジェクトや、国内のプロバイダーによる対策により、迷惑メールを送信している事業者は、最近海外に拠点を移し、海外のプロバイダー経由で送信しているとみられ、これを規制することも難しい。

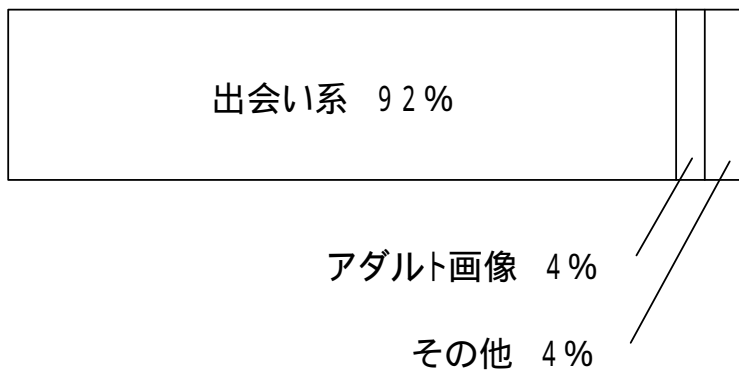
# 迷惑メールの受信数の動向



【図2 受信した迷惑メールの内訳】

	一般の消費者からの申立て	モニター機受信
日本語の迷惑メール	85.4%	88.3%
英語の迷惑メール	14.6%	11.7%

【図3 モニター機及び一般の消費者から申立てのあった日本語の迷惑メールの内容】



< 図2、図3ともに最近1年間に受信した迷惑メール、すなわち、一般の消費者からの申立て838千件中の2918件、モニター機受信の402千件中の2838件の各サンプルデータ(曜日・月等の組合せを異にする任意の4日分を抽出)を分析したもの。 >

# 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律概要 (電子メール広告規制関係)(平成20年6月公布)

## 1. オプトイン規制の導入

- (1) 請求に基づく場合など一定の場合を除き、相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならないこととする。
- (2) 承諾等を得た相手方から電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、電子メール広告をしてはならないこととする。
- (3) 電子メール広告をするときは、相手方の承諾等を得たことの記録を作成・保存しなければならないこととする。
- (4) 電子メール広告をするときは、相手方が電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項(電子メールアドレス等)等を表示しなければならないこととする。

## 2. 法の実効性の強化

- (1) 販売業者等に加え、電子メール広告受託事業者を規制対象とし、電子メール広告受託事業者に対して、報告徴収、立入検査等の調査を行うことができることとするとともに、業務改善指示及び業務停止命令を行うことができることとする。
- (2) 電子メールアドレス等を使用する権利を付与した者(プロバイダ等)に対して報告を求めることができることとする。
- (3) 違反事業者に対する罰則を設けることとする。

## 3. 施行日

公布の日(本年6月18日)から起算して6月以内において政令で定める日として 5  
平成20年12月1日に施行となった。

## 法違反事業者に対する行政処分について

昨年12月1日より迷惑メール広告規制強化等の部分について施行されたところであるが、その後、未承諾電子メール広告を送信していた、以下の通信販売業者に対し行政処分を行った。

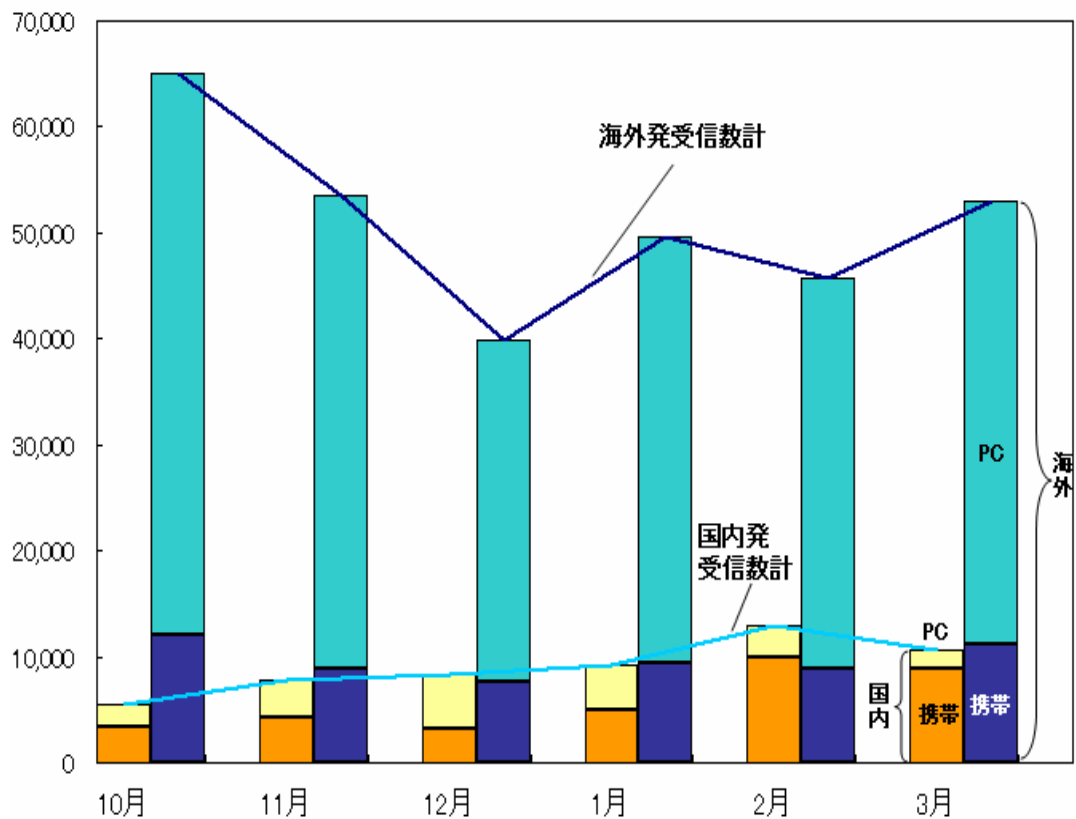
### 株式会社クロノスに対する指示

- ・処分日:平成21年2月17日
- ・違反事実:平成20年12月1日から平成21年1月14日までの間に 450件以上の未承諾電子メール広告を送信していた。
- ・所在地:神奈川県横浜市西区南幸二丁目8番9号
- ・役務の内容:結婚又は交際を希望する者への異性紹介(いわゆる出会い系サイト)

### 合同会社HAIGHA(メイヤ)に対する指示

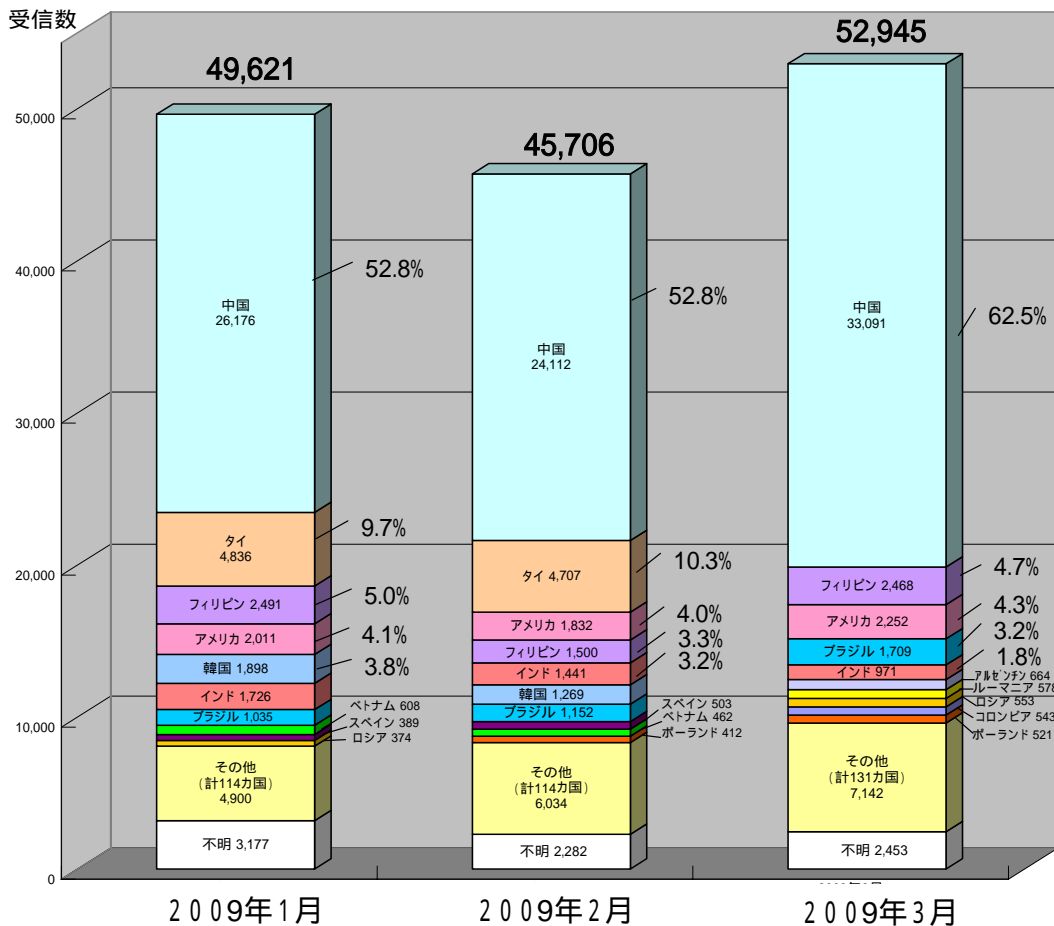
- ・処分日:平成21年3月30日
- ・違反事実:平成20年12月1日から平成21年3月10日までの間に 1,100件以上の未承諾電子メール広告を送信していた。
- ・所在地:東京都目黒区青葉台四丁目2番19号
- ・役務の内容:結婚又は交際を希望する者への異性紹介(いわゆる出会い系サイト)

# 迷惑メールの約9割は海外から送られる

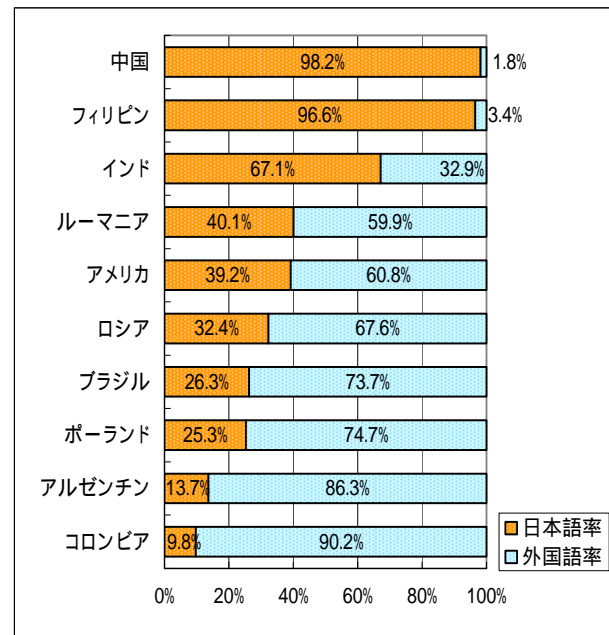


# 海外発メールの状況 発信国別受信数

## 海外発メール上位10カ国の推移



## 3月日本語メール割合

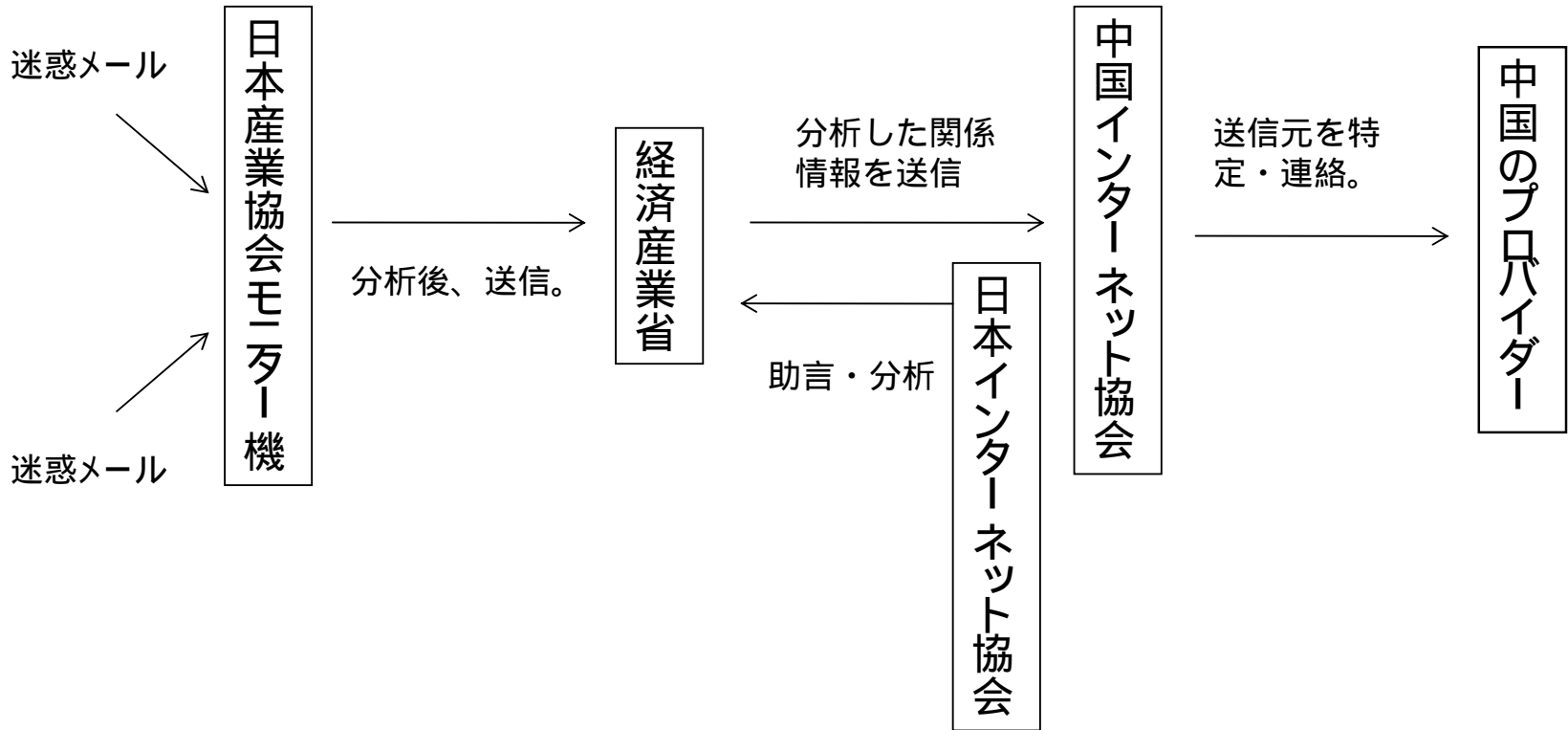


1月分の不明 3,177件は、システム障害によるリターンメールを含む。



# 海外機関との連携

中国発の迷惑メールに対し、日中双方協力して以下の枠組みを構築



# 消費者への啓蒙

請求や承諾をしていない電子  
メール広告が届いた場合は、  
(財)日本産業協会の下記の  
アドレスまで転送してください。  
[spam-in@nissankyo.jp](mailto:spam-in@nissankyo.jp)

(財)日本産業協会のホームページ

<http://www.nissankyo.or.jp/spam/>

特定商取引に関する法律の詳細、消費トラブルの予防や事例などについては、ホームページの「消費生活安心ガイド」をご利用ください。

No！トラブルのための情報サイト「消費生活安心ガイド」

[www.no-trouble.jp](http://www.no-trouble.jp)